

第 1055 回教育委員会 会議録

平成 30 年 5 月 16 日

14:00～15:05

①開 会

<廣瀬教育長>

ただいまから、第 1055 回教育委員会を開会いたします。

<廣瀬教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、2名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、武田委員と森岡委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「山形県立学校施設長寿命化計画(仮称)」の策定について、総務課施設整備主幹より報告願います。

<施設整備主幹>

「山形県立学校施設長寿命化計画(仮称)」の策定について、御説明申し上げます。報告 1-1 を御覧ください。

初めに、「1 県立学校施設の現状と課題」についてです。

県立学校施設は全体的に老朽化が進んでおり、平成29年3月の時点で、建築後30年を経過した建物が半数を占めており、10年後には7割を超える見込みとなっております。

このような中、各学校からは多くの修繕要望が寄せられますが、予算も厳しい中、対応できるものが限られている状況となっております。

また、県有施設全体として、人口構成の変化に合わせた施設の機能やあり方の見直しが必要となってきており、県立学校施設については、中学校卒業生数の減少に伴う対応が課題となっております。

続いて、「2 本計画の目的と位置付け等」についてです。

本計画は、計画的な予防保全を行い、施設の長寿命化を推進することにより、安全性と機能性を確保するとともに、維持保全に関するトータルコストを縮減し、財政負担の平準化を図ることを目的として、策定するものです。

本計画の位置づけについてですが、施設や道路といったインフラの長

寿命化は全国的な課題となっていることから、国では、政府の基本計画となる「インフラ長寿命化計画」を平成25年11月に策定しました。

これを受けて、本県では、県全体の計画である「県有財産総合管理基本方針」を、平成26年12月に策定しております。一方、文部科学省では、各自治体に助言する立場として、文部科学省としてのインフラ長寿命化計画を、平成27年3月に策定しました。

本計画は、この2つの計画に基づき、県立学校施設の長寿命化に関して策定するものです。

なお、本県においては、資料の左下の表に記載した、学校施設、公共施設等の区分に基づき、平成32年度までに、すべての施設の長寿命化計画を策定することとしております。

次に、「3 本計画に記載する内容」についてです。

本計画には、文部科学省で平成27年4月に作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」において示された、『1 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等』から『7 長寿命化計画の継続的運用方針』までの7項目について記載する事を基本にして策定してまいります。

計画策定の検討体制としましては、資料の「4 検討体制」に記載のとおり、教育庁内関係課に加え、県有財産の管理全般を担当する総務部管財課、建物の維持管理について専門的知見を持つ県土整備部建築住宅課営繕室、現場である県立学校事務長会の代表で構成する委員会及び下部組織のワーキンググループを設けて、検討を進めて行くこととしております。

最後に、「5 策定スケジュール」についてです。

現在、県有財産総合管理推進本部で施設アセスメントを実施しており、7月頃に結果が提示される予定となっておりますので、これを受けて、検討委員会及びワーキンググループを立ち上げ、計画策定の検討作業に入っております。

以下、おおまかな予定ですが、本年度第3四半期を目途に、計画本体の案を取りまとめたいと考えております。

この計画は、いわば、総論的な内容が中心となりますので、5年程度の中期的なスパンで、施設の維持修繕等をどのように優先順位を付けて進めて行くか等を記載する『整備実施計画』の案をとりまとめる予定としております。

その上で、『整備実施計画』の案を含めた計画全体を整理した上で、パブリックコメントを実施し、平成31年度の上半期の内に策定、平成32年度以降の予算に反映させてまいります。

策定作業の進捗に応じて、教育委員会に報告いたしながら進めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について、御質問等ございましたら、お願ひいたします。

- <森岡委員> 限られた予算ということでしたが、今後のおおよその予算の見通しと計画との折り合いはどのような見方をすればよろしいのでしょうか。
- <施設整備主幹> 予算はなかなか総額が増えるということは見込めないので、この計画を作ることによって、中長期的な見通しを持ちながら年度ごとの負担をならしていった、理想と現実の折り合いを見つけていく作業になっていくかと考えております。
- <武田委員> 県の財政も厳しい中で、どのくらい危機感を持って取り組まなければならないのかという、現場の学校側の認識、保護者の認識等も含めて明らかにしていく必要があると思います。
- <廣瀬教育長> 現在の、ある程度壊れそうになってからでない現実的に修繕が難しいというのを、その前の段階で、比較的費用がかからないような形で修繕するというのが理想的なんですが、それを計画的に位置づけてやっていくというのが考え方なんです。
- <山川委員> 今から新しく設備を作るときであれば、今まで30年、40年しかもたなかったものを、60年、70年もつような形でやっていくというのはあってしかるべきだと思うんですが、すでに老朽化しているものと、結局は優先順位の付け方みたいのところになってしまうのかなというところがあるので、それはそれで悪くはないんでしょうが、単にお金がないことの言い訳にならないようにしないといけないんだろうなと思います。よく考えながら計画を作らないと、結局中途半端になってしまうような気がします。まだ中身が出てないので分かりませんが。
- <森岡委員> 文科省が、インフラ長寿命化計画を策定しろと言っているわけですよね。文科省がそれに対して予算付けをするという前提があって、計画を作れということではないんですか。
- <施設整備主幹> この計画を作ることによって、予算が増えるという約束がされたものかということ、今の段階ではそうではないです。
- <森岡委員> 作った計画に基づいて、文科省が緊急度、重要度を把握しながら国としても予算をつけていくというような流れはないんでしょうか。
- <施設整備主幹> 現在もいろいろ国からの補助制度がございますので、その中で、長寿命化計画にどういう風に位置づけているのかということは今後問われてくることにはなります。採択の優先順位という部分になるのかと思います。
- <森岡委員> とりあえず目標だけ作るというような感じですか。

- <施設整備主幹> なるべく現実的なものになるように努めていきたいということで5か年程度の実施計画も一緒に作るということで考えております。
- <武田委員> 修繕の要望というのはどのくらい来ていて、どのくらい実施されているんですか。
- <施設整備主幹> 毎年度各学校から要望をとっておりまして、多岐にわたるものですから、学校の職員とともに現地調査を行い、緊急度が高いと判断したのから、修繕しています。
29年度の例で申し上げますと、緊急度が高いと判断したものの要望額が、修繕費の予算の約3倍に上っており、その中から、現地調査の結果や営繕室等との検討会を行い、優先順位をつけ対応しております。
- <森岡委員> 国においても、子どもたちの安全のためには、予算の裏付けがされた計画を作っていくという流れが欲しいですね。
- <廣瀬教育長> この件については、今後また施設アセスメントの結果を受けた検討状況なんかも報告させていただきます。
- <廣瀬教育長> それでは、次に(2)「平成30年度学力調査実施状況について」、義務教育課長から報告願います。
- <義務教育課長> 報告2-1をお開きください。
全国学力・学習状況調査が小学校6年生と中学校3年生を対象にして実施されました。学力調査としては国語、算数・数学、今年度につきましては3年に1回程度実施されております理科を合わせまして3教科、その他に学習状況調査としてアンケートに答える様式で、4月17日に行われました。
県内の小学校では、インフルエンザによる学校閉鎖のために1校が後日実施となりまして、当日実施しましたのは243校になります。中学校では在籍1名の中学校で生徒が病欠ため実施を見送った学校がございまして、当日実施しましたのは、100校になります。
なお、調査結果につきましては昨年度より約1か月早い7月末に公表される予定であります。
報告2-2を御覧ください。
全国の調査と同日に山形県学力等調査が小学校5年生と中学校2年生を対象に実施されました。この調査は本県が推進します探究型学習で育てたい学力、学習状況の実態を把握、分析しまして今後の指導の充実、授業改善等に役立てたいと考えて実施し調査でございます。
内容であります。教科の枠にとらわれず、合教科型・総合型の問題や複数の教科を合わせた問題、それから生活状況や学習状況についての調査を実施したところでございます。
県内では小学校242校、中学校99校で実施されまして、こちらの調査

結果につきましては9月下旬までに公表される予定でございます。
以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> よろしいですか。なければ次に(3)「庄内総合高校教育基本計画策定委員会について」、高校教育課高校改革推進室長より報告願います。

<高校改革推進室長> それでは、報告3-1の資料を御覧ください。
昨年10月に公表しました田川地区の県立高校再編整備計画<第2次計画(骨子案)>の中で庄内総合高校に鶴岡工業高校定時制の課程及び鶴岡南高等学校通信制の課程を統合いたしまして、全日制の総合学科、昼間の定時制総合学科、そして通信制普通科を併設した、生徒個々の多様な学習ニーズに対応する高等学校とする、とした方針につきましては3月27日の臨時教育委員会において可決していただいたところでございます。その方針に基づきまして、新しいタイプの学校づくりに向けて具体的な準備を進めるにあたりまして、庄内総合高校教育基本計画策定委員会を設置するという御報告いたします。

「2 主な業務」を御覧ください。教育基本計画策定委員会では、教育のソフト面に関する「教育計画」、ハード面に関する「校舎整備計画」、その他として準備組織ですとか、スケジュール等を検討いたします。

「3 組織」を御覧ください。委員は10名でございまして、委員長は教育次長、副委員長は総務課長があたります。また委員といたしまして、外部の学識経験者、担当課課長、主幹、それから関係校の校長の他、地元自治体との連携のため庄内町の教育長、生徒を送り出す側の意見を聞くために中学校長会代表にも参加していただきます。また、教育基本計画策定委員会等に関する資料作成のため、現場教員等13名からなる作業部会を設置いたします。

「4 スケジュール」を御覧ください。教育基本計画策定委員会の第1回目の会議は5月31日県庁で開催いたします。今年度中、4回開催いたしまして、3月に教育基本計画を策定する予定としております。まとまりましたら教育委員会に御報告させていただく予定としております。
以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<廣瀬教育長> 議第1号「山形県青年の家に係る指定管理者の募集について」、文化財・生涯学習課生涯学習振興室長より、説明願います。

<生涯学習振興室長> 議第1号、山形県青年の家の指定管理者の募集について、御説明申し

上げます。1-1ページをお開きください。

このたびお諮りするの、1-2ページの提案理由に記載しておりますとおり、山形県青年の家に平成22年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、その指定管理者の募集について御提案するものでございます。

青年の家は、天童市にある青少年教育施設であり、最寄り駅のJR天童駅から南東へ約500mのところに位置しております。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

申請者に必要な資格としては、(1) 県内に主たる事務所を有していることや、(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定による一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと、(8) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定取消しの日から2年を経過しない者でないこと、など9項目を挙げているところです。

続きまして、1-3ページを御覧ください。

山形県青年の家の施設概要について御説明いたします。

設置目的は、青少年が規律ある共同宿泊生活を通して研修やレクリエーション活動等を行い、自主性と創造力の豊かな社会人の育成を図るものとなっております。

敷地面積は、約9,400㎡であります。

建物は、地上3階建てとなっております。主な設備として、ベッドの宿泊室が22部屋、和室が5室に214名が宿泊可能であり、他に談話室、体育館などを備えております。

利用時間につきましては、原則、午前9時から午後9時まで、休館日につきましては、原則、祝日、年末年始となっております。利用時間と休館日ともに、指定管理者が自ら定めることとなります。

延べ利用者数は、平成25年度の18,140人から、利用の中心である中学生や高校生が少子化により減少していることに伴い利用者数も年々減少し、平成29年度は13,630人となっております。

現在の管理運営体制は、県側は正職員5名のほか、嘱託職員1名となっております。

また、指定管理者は山形県青年の家管理共同体となっております。職員は10名となっております。

次に、指定管理者の公募に係る事項となります。

指定管理者が行う業務は、施設設備の維持管理、運営業務、利用許可などとなります。

指定管理料は、5年間で1億9,912万9千円を上限として、その範囲内での提案を受けることとなります。

最後に、選定スケジュールでございます。

本日教育委員会へ指定管理者の「募集」について付議させていただいたところですが、今月末から6月上旬に開催予定の指定管理者審査委員会において募集要項等を審査していただく予定であります。

その審査を経て、8月3日から9月14日まで募集することを予定し

ております。

候補者の選定については、募集締め切り後、10月中旬以降の審査委員会で審査いただき、その結果を踏まえ、11月中旬以降に候補者の選定、公表の予定でございます。

選定された候補者については、県議会12月定例会での議決を経て、指定管理者の「指定」の議案について教育委員会に付議させていただく予定としております。

私からの説明は、以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<森岡委員>

次の議案にある朝日少年自然の家が、3階建てで延床面積もほぼ一緒なんです。利用者数が朝日少年自然の家は29年度は24,000人余りで、収入が467,910円なんです。青年の家は13,630人で900万円余りなんです。朝日の方が利用者数が多いので収入もずっと多いような感じがするんです。

指定管理料についても1年あたりにすると500万くらいの差があるのはどうしてなのか、素朴な疑問です。

<生涯学習振興室長>

業務の中身ですが、宿泊業務と日帰り業務がございまして、基本的に少年自然の家につきましては、使用料が発生する高校生や大学生の宿泊の利用が少ないため、収入が少ないということになっております。

<廣瀬教育長>

2つの施設を比較して、指定管理料が使用料収入の多い方に多く支払われるというのはどういうことなのでしょう。青年の家は1年あたり約4,000万円で、しかも900万円の収入があつて、合計5,000万円くらい業者に入る訳ですよ。それに対して朝日少年自然の家は3,500万円くらい。青年の家の方が指定管理料が高い理由、何にお金がかかるのか説明してください。

<生涯学習振興室長>

先ほど申しあげましたように、青年の家は企画事業部分の収入はございません。自然の家に関しましては、企画事業部分の収入がございまして、その収入で差額の部分が補えるという状況になってございます。

<廣瀬教育長>

自然の家ではイベントをやったりして、参加料をとっているんですね。自然の家はそういった収入があるけれども、青年の家はそういった事業をやっていないので、このくらいの指定管理料が無いと、やっていけないということですね。

<森岡委員>

自然の家の収入が1人あたり20円というのは、どういうことなのでしょう。

<廣瀬教育長>

日帰りですから、宿泊でしたら寝具の洗濯代とかがあるんですが、日

帰りだとほぼ水道代くらいしか無いですよ。

<武田委員> なんとなくイメージとして、毎年同じ方が定例での利用が多いのかなと思うんですが、そうすると、説明にあったように生徒数が減少すると、これ以上増えないという状況になってくるということでしょうか。

<生涯学習振興室長> 基本的にリピーターの方が多くなっております。従いまして、学校を卒業されると、数が減ってしまうという状況になってございます。

<武田委員> 新規の方の利用はあまり無いのでしょうか。

<生涯学習振興室長> ホームページ等で広報し、各小中学校を通して案内も配布させていただいておりますが、なかなか増えていないという状況でございます。

<廣瀬教育長> 青年の家は自主事業が無いので、減少が続いていますよね。一方自然の家の方は24,000人あたりで留まっている感じがありますよね。この中に自主事業分も入っているんですか。

<生涯学習振興室長> 入っていません。

<廣瀬教育長> ではこれ以外に、自主事業での利用者があるわけですね。

<森岡委員> 使用料もうちょっと頂いてもいいんじゃないでしょうか。

<生涯学習振興室長> 小学生、中学生の利用でございますので、出来るだけ安価でということと考えております。

<涌井委員> 学校単位で行く場合、いろんな経済的な事情がある家庭もあるので、負担を増やすというのはなかなか難しいところもあるのかなと思います。アンケートをとると、修学旅行に行かなくてもいいというふうに答えるお子さんもいるくらいですから。卒業アルバムもいらないという子も2～3割くらいいるようです。

<廣瀬教育長> 最近、学校に通わせる経費が問題になっていきますよね。義務教育であっても色々な徴収金があって。その額が結構大きくて、教育の無償化は、まず義務教育における実質的な負担を軽くするべきではないかと議論もあります。実際どんなものがあるんですかね。

<澁江次長> 例えば文房具関係、一番お金がかかるのはワークなどです。卒業アルバムも大きい学校ですと、一冊の値段が安くなるんですけど、小さな学校だとびっくりするくらい高くなってしまいうことがございます。

<廣瀬教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長>

次に、議第2号「山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について」、文化財・生涯学習課 生涯学習振興室長より、説明願います。

<生涯学習振興室長>

議第2号、山形県朝日少年自然の家の指定管理者の募集について、御説明申し上げます。2-1をお開きください。

このたびお諮りするのには、2-2「提案理由」に記載しておりますとおり、山形県朝日少年自然の家に平成28年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、その指定管理者の募集について御提案するものでございます。

朝日少年自然の家は、西村山郡大江町にある青少年教育施設であり、最寄り駅のJR左沢駅から北へ約600mのところに位置しております。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

申請者に必要な資格としては、(1) 県内に主たる事務所を有していることや、(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定による一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと、(8) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定取消しの日から2年を経過しない者でないこと、など9項目を挙げているところです。

続きまして、2-3を御覧ください。

山形県朝日少年自然の家の施設概要について御説明いたします。

設置目的は、他の県少年自然の家と同様、団体宿泊訓練としての研修会や野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るものとなっております。

敷地面積は、約8万㎡あり、東京ドーム約1.7個分となります。

建物は、地上3階建てとなっております。主な設備として、ベッドの宿泊室が14部屋、和室が2室に200名が宿泊可能であり、他に集会室、体育館、プラネタリウムなどを備えております。

利用時間につきましては、原則、午前9時から午後9時まで、休館日につきましては、原則、祝日、年末年始、毎月第3日曜日及び月曜日となっております。利用時間・休館日ともに、この基準内で指定管理者が自ら定めることとなります。

延べ利用者数は、平成25年度の26,257人から、小学校の宿泊学習としての利用が、児童生徒数の減少による隔年利用や利用日数の短期化等により年々減少し、平成29年度は24,337人となっております。

現在の管理運営体制は、県側は正職員4名のほか、利用者への指導補助などを行う6ヶ月間の臨時職員1名となっております。

また、指定管理者は株式会社ヤマコーとなっております。職員は常勤職員が3名、非常勤職員が7名となっております。

次に、指定管理者の公募に係る事項となります。

指定管理者が行う業務は、施設設備の維持管理、運営業務、利用許可及び利用者への指導業務の一部で、土・日や祝日等に開催する日帰りや1泊2日程度の短期の主催事業の企画・実施となります。

指定管理料は、3年間で1億389万1千円を上限として、その範囲内での提案を受けることとなります。

最後に、選定スケジュールでございます。

本日教育委員会へ指定管理者の「募集」について付議させていただいたところですが、今月末から6月上旬に開催予定の指定管理者審査委員会において募集要項等を審査していただく予定であります。

その審査を経て、8月3日から9月14日まで募集することを予定しております。

候補者の選定については、募集締め切り後、10月中旬以降の審査委員会で審査いただき、その結果を踏まえ、11月中旬以降に候補者の選定、公表の予定でございます。

選定された候補者については、県議会12月定例会での議決を経て、指定管理者の「指定」の議案について教育委員会に付議させていただく予定としております。

私からの説明は、以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<森岡委員> 今の説明ですと、この施設では200名ほど宿泊出来るということでしょうか。

<生涯学習振興室長> はい。

<森岡委員> こちらはほとんど宿泊の利用が無い、若しくは宿泊の事業が管理料に含まれないということになるのでしょうか。

<生涯学習振興室長> 宿泊はございますが、小学生につきましては減免の対象になりますので、宿泊料金がかなり安くなっているということがございます。

<廣瀬教育長> 朝日少年自然の家の指定管理者の体制は青年の家より非常勤職員が多いということで、比較すると人件費は少なそうですね。

宿泊については、利用はあるけれども、収入は無いということですね。

<廣瀬教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長>

次に、議第3号「山形県金峰少年自然の家に係る指定管理者の募集について」、文化財・生涯学習課生涯学習振興室長より、説明願います。

<生涯学習振興室長>

議第3号、山形県金峰少年自然の家の指定管理者の募集について、御説明申し上げます。3-1をお開きください。

このたびお諮りするの、3-2の提案理由に記載しておりますとおり、山形県金峰少年自然の家の効果的、効率的な管理運営が行えるよう指定管理者制度を平成31年4月から導入するため、その指定管理者の募集について御提案するものでございます。

金峰少年自然の家は、鶴岡市にある金峰少年自然の家の本館と、飽海郡遊佐町にある海浜自然の家の分館からなる青少年教育施設であります。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

申請者に必要な資格については、他の少年自然の家と同じでございます。続きまして、3-3を御覧ください。

山形県金峰少年自然の家の施設概要について御説明いたします。

設置目的は、他の県少年自然の家と同様でございます。

本館の敷地面積は、約7万7千㎡あり、東京ドーム約1.7個分となります。

建物は、地上3階建てとなっており、主な設備として、ベッドの宿泊室14部屋、和室2部屋に200名が宿泊可能であり、研修室、体育館なども備えております。

分館の敷地は約14万3千㎡あり、本館の約2倍となっております。

建物は、地上2階となっており、ベッドの宿泊室16部屋、和室5部屋に210名が宿泊可能であり、こちらも研修室、体育館などを備えております。

利用時間、休館日については、他の少年自然の家と同様でございます。なお、分館は10月21日から翌年の5月14日までは冬期閉鎖となります。

利用時間と休館日ともに、この基準内で指定管理者が自ら定めることとなります。

延べ利用者数は、平成25年度の本館21,872人、分館10,845人から、小学校の宿泊学習としての利用が、児童生徒数の減少による隔年利用や利用日数の短期化等により年々減少し、平成29年度は本館18,810人、分館8,129人となっております。

現在の管理運営体制は、職員12名のほか、利用者への指導補助などを行う臨時職員4名と宿泊利用時の宿直対応などを行う非常勤職員2名となっております。

次に、指定管理者の公募に係る事項となります。

指定管理者が行う業務は、朝日と同様に、管理業務の他に指導業務の一部を行うこととなっております。

指定管理料は、3年間で2億332万9千円を上限として、その範囲内

での提案を受けることとなります。

最後に、選定スケジュールでございます。

指定管理者審査委員会までは同じですが、その審査を経て、6月8日から7月20日まで募集することを予定しております。

候補者の選定については、募集締め切り後、7月下旬以降の審査委員会で審査いただき、その結果を踏まえ、8月下旬以降に候補者の選定、公表の予定でございます。

選定された候補者については、県議会9月定例会での議決を経て、指定管理者の「指定」の議案について教育委員会に付議させていただく予定としております。

私からの説明は、以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<山 川 委 員> 指定管理者制度を導入した上で、県の職員も業務を行うということになっていると思うんですが、金峰に新しく指定管理者制度を導入したとき、県の職員の配置はどうなるんでしょうか。

<生涯学習振興室長> これまでの少年自然の家と同じような形で配置を考えております。

<山 川 委 員> 具体的に、現在の職員12名、宿直代行員2名、日々雇用職員4名の体制はどうなるんでしょうか。

<生涯学習振興室長> 本館につきましては、1年目は5名、2年目以降は4名の配置の予定となっております。分館につきましては、1年目は4名、2年目以降は3名の配置を考えております。

<山 川 委 員> そうすると県職員はこれまで18名いたのが、指定管理者制度導入後1年目は9名、2年目は7名になるということだと思いますが、減った人員の部分については指定管理者の方で対応するということですか。

<生涯学習振興室長> そのようになります。

<廣瀬教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第4号「山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について」、スポーツ保健課長より、説明願います。

<スポーツ保健課長> 議第4号、「山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の募集につ

いて」、御説明申し上げます。4-2をお開きください。

このたびお諮りするのには、提案理由にありますとおり、山形県体育館及び山形県武道館に平成22年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものでございます。

県体育館及び武道館は、山形市霞城公園内に設置した体育施設でございます。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

この指定期間の3年は、現在の指定管理期間と同じでございますが、この施設は、山形市の霞城公園整備計画により、平成35年度を目途に撤去することとしております。これにより指定期間を短縮する可能性があることから、募集要項にその旨を明示する予定でおります。

申請者に必要な資格としては、(1)県内に主たる事務所を有していることという項目から(9)共同企業体の申請に関する項目まで、9項目をあげているところでございます。

続きまして、施設の概要について御説明いたします。

設置目的は、体育の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することとなっております。

敷地面積は、体育館、武道館合せて約1万3千㎡であります。土地は山形市から無償使用貸借させていただいております。

建物は、体育館が地上3階、地下1階建て、武道館は、地上3階建てとなっております。

現在の開館時間につきましては、原則午前9時から午後9時まで、休館日につきましては、原則、毎月第3月曜日、年末年始となっております。開館時間と休館日ともに、指定管理者が自ら定めることとなります。

利用者数は、12万人から13万人台で推移しております。

現在の管理運営体制は、指定管理者が公益財団法人山形市体育協会となっております。職員2人のほか、嘱託職員5人、時間給職員3人となっております。

次に、指定管理者の公募に係る事項となります。

指定管理者が行う業務は、施設及び設備の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務、施設又は設備の使用の許可に関する業務となります。

指定管理料は、3年間で8,788万8千円を上限として、その範囲内での応募を受けることとなります。

最後に、選定スケジュールでございます。

本日教育委員会へ指定管理者の募集について付議させていただいたところですが、今月末から6月上旬に開催予定の募集要項審査委員会において募集要項等を審査していただく予定であります。

その審査を経て、8月3日から9月14日まで募集することを予定しております。

候補者の選定については、募集締め切り後、10月中旬以降の審査委

員会で審査いただき、その結果を踏まえ、11月中旬以降に候補者の選定、公表の予定でございます。

選定された候補者については、県議会12月定例会での議決を経て、指定管理者の指定の議案について翌年1月の教育委員会に付議させていただく予定としております。

私からの説明は、以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<涌井委員> 利用者数が26、27、28年度多いのは何か理由があったのでしょうか。

<スポーツ保健課長> 特別何かあったというものではなく、大体12万から13万人台で推移しているという状況です。

<武田委員> 施設の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者を募集するということですが、効果的などというところで、どんな提案を期待しているのでしょうか。

<廣瀬教育長> 前は具体的にどんな提案がされているんですか。

<スポーツ保健課長> 例えば、バドミントンでの利用が非常に多いのですが、その活動について、市体協が講座やメニューを用意して事業展開をしていくというような、年間の施設利用方法を提案していただいています。

<廣瀬教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

⑥閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1055回教育委員会を閉会いたします。